

豊中市産業利用促進整備助成金のご案内

豊中市では、豊中市細街路整備計画等、市の道路計画によって規定された道路を産業利用に供する道路として整備された方に対して、必要となる費用の一部を助成する制度を設けています。

ご検討いただける場合は、下記までご相談ください。

制度概要

道路の要件（次の全てを満たすこと）

- 産業誘導区域内※における市の道路計画に規定された道路であること
- 道路計画に基づき、市が求める整備を行うこと
- 整備された道路の寄附・売却を行い、市に移転登記を行うこと

※ 産業誘導区域とは、豊中市企業立地促進条例第2条9号で定める、安定した操業環境の維持又は形成を図る区域です。

助成対象経費

- 舗装工事費
- 側溝工事費
- 分筆測量費（※宅地と道路敷との分筆のみ）

※ 助成対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

助成率・上限

- 助成率：上記助成対象経費の1/2
※ 実際に要した経費と市の基準額と比較して、低い金額の1/2
- 上限：250万円

その他

- お申込みには、産業振興課及び豊中市道路管理者との事前協議が必要となります。

<申込み・問合せ先>

豊中市 都市活力部 産業振興課（市役所第一庁舎5階）

TEL：06-6858-2199 FAX：06-4865-2058

[詳細はこちら](#)



《助成金交付のフローチャート》

申請者

豊中市

《事前協議》
道路整備や所有権移転登記について協議

基盤管理課
との手続き

現場調査

道路整備や所有権移転
登記等についての可否

《協議完了》

交付申込

申込内容の審査

受領

交付決定通知

工事実施

工事完了

現場調査

市との所有権移転登記に関する契約

基盤管理課・資産管理課
との手続き

所有権移転登記

実績報告

審査

受領

交付確定通知

請求

支払